

宜野湾市障害者相談支援事業業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和 7 年 11 月

宜野湾市障害者相談支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 事業の目的

本事業の仕様書記載のとおり

2. 資格要件

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件を満たすものであること

1. 本事業は、令和 8 年 4 月 1 日時点において、沖縄県指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者とする。（※令和 8 年 4 月 1 日までに当該指定を受ける見込みのない場合、最終候補者と契約は行わないものとする）
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
3. 国税及び地方税の滞納がないこと。
4. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
5. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事前に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
6. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
7. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
8. 宜野湾市指名競争入札参加者の指名に関する規定（昭和 60 年 9 月 10 日訓令第 9 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
9. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者でないこと。

3. 事業の内容

本事業の仕様書記載のとおり

4. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

5. 事業運営経費

提案上限額 2 年合計 16,436,000 円 ※消費税込（1 中学校区当たり）

※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。委託料上限額は、本業務の契約締結に係る上限額であり、この金額を超える見積額で企画提案書が提出された場合は、当該提案者に係る審査自体を行わないものとする。

6. 説明会及び質問方法

本業務委託の概要について、下記の通り説明会を実施いたします。

日時：令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 3 時～午後 5 時

場所：宜野湾市役所 正面玄関前 多目的会議室 C

また、仕様書及びプロポーザル実施要領に係る質問は、下記のとおり実施する。

1. 本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式 3）を提出すること。
2. 提出期限：令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時まで
3. 提出方法：電子メールにより提出すること。

メールアドレス E:mail: Fukusi15@city.ginowan.okinawa.jp

4. 回答方法：提出された質問の回答は、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時までに本市のホームページに掲載いたします。

7. 必要書類 ※ 提出方法に関しては 9. 必要書類提出方法をご覧ください。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者概要調書（様式 2）

ウ 企画提案書（様式 4）

エ 履歴事項全部証明書

オ 定款、規約又はこれらに準ずる書類

カ 法人の財務諸表（直近のもの）

キ 役員の氏名、住所等一覧（任意様式）

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その 3」又は「その 3 の 3」）

ケ 法人市民税の納税証明書

コ 指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことが分かる書類の写し（申請中の場合は、申請中であることがわかる書類。）

なお、エ、ク及びケは、提出日前 3 か月以内に発行されたものであること。

8. 企画提案書の作成要領

1. 提出する書類の企画は、A4 版片とじ・横書き・片面とする。ただし、資料の作成上 A3 版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。また、目次等にあわせインデックスを付けること。
当該提案書の枚数は、20 枚程度とする。
2. 文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。
3. 企画提案書は、仕様書を踏まえて、本業務に対する貴社の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示し、まとめること。
4. 採点基準項目は下記のとおりとする。
 - (1) 会社概要：事業を委託するのに適切な規模・体制であるか
 - (2) 業務理解・企画提案
 - ：障害者総合支援法、児童福祉法の内容に関する理解が適切か。
 - 提案された企画内容の適切性・実現性、本市の特性を踏まえた提案であるか。
 - (3) 予算：予算の実現性・妥当性

9. 必要書類の提出

1. 提出期限
令和7年12月23日（火）午後5時まで
2. 提出部数：10部（原本1部、写し9部）
3. 提出方法：持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）または郵送（期限内必着）により提出すること。
4. 提出先：〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課
担当：石川・富・玉元
TEL：098-893-4411（内線 3532、3541）

10. 企画提案書プレゼンテーションの予定日時等

1. 応募多数の場合は、市職員で構成する「宜野湾市障害者相談支援事業業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書、その他書類等を審査し、協議の上、企画提案書プレゼンテーションを行うものを6者程度に選定する。
2. 選定結果は、電話でお知らせする。なお、選定経過に関する質問には回答しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。
3. 日時及び場所
令和8年1月7日（水）13：00 から
多目的会議室 A（障がい福祉課相談室を控室とする。）
※プレゼンテーションの順序については、後日連絡する。

4. 提案説明時間等

1 者あたり 30 分を目途とする（説明 20 分、質疑応答 10 分）

※本市にてプロジェクターを手配いたします。（プロジェクターのメーカー等詳細は、後日お知らせいたします。） 必要な場合は、事前に報告すること。PC 等は、持参すること。

11. 受託業者の選定

（１）審査

宜野湾市職員で構成する「宜野湾市障害者等相談支援事業業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査を行う。当該審査は非公開とする。

（２）選定方法

提出された企画提案書の内容及びヒアリングの内容を選定委員会で総合的に判断し、各委員の合計点が高い順から受託候補者に選定する。次に優れていると認める者を、次点の受託候補者に選定する。同点の事業者があった場合、選定委員会で協議し受託候補者を選定する。

ただし、各委員の合計点が配点の 60%以上の評価が認められない場合は満たない場合は選定できない。

（３）審査基準

次の審査項目について、その信頼性、妥当性や理解度等を総合的に審査する。

	審査項目	審査基準
会社概要	1 業務遂行能力・技術力	・経営規模、有資格者の等の人材は備わっているか。 ・3年以上障がい者相談支援及び援助業務の経験を有する人が備わっているか。
	2 実施体制	・業務実施に当たっての基本的な考え方は明確であるか。
		・指揮命令、緊急時の対応、苦情等に対応できる責任体制 ・従事者の個人情報の管理体制、人材育成の考え方
業務理解・企画提案	3 業務の実施方針	(1)業務理解 ・実施に当たっての考え方 ・支援等の場面、支援等の内容の理解 ・支援の手順の妥当性
		(2)課題認識 ・複雑化する福祉ニーズへの対応力
		(3)実現性・独創性 ・実現性があり、かつ、工夫された発想
総合評価	4 各提出書類やプレゼンテーション全体を通して、	・全体を通した整合性 ・意欲、協調性 ・ヒアリングの時の対応力、コミュニケーション能力 等

	十分な提案内容 になっているか。	
予算	5 見積金額	・積算内訳の妥当性 ・効率性

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定結果通知書を送付する。なお、選定経過に関する質問には回答しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 委託契約について

選定委員会において選定された業者と委託内容の協議を行い、契約候補者に選定した者に対し、本業務委託契約に係る随意契約の見積りを徴取し、委託契約を締結する。

ただし、本市と業者との間で、委託契約の内容に関して合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議し契約できるものとする。

12. 提案者の失格事由及びその他留意事項について

1. 提案者の失格事由

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合

2. その他留意事項

- (1) 経費負担
 - ・企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等、本プロポーザルに参加する費用は参加者の負担とする
- (2) 書類の返却について
 - ・提出後の提案書類等は返却しない。
- (3) 辞退について
 - ・提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 5）を提出すること。
- (4) 提出書類について
 - ・提出書類についての差し替え及び修正は、公募期間中は認めるが、公募締切後は一切認めない。
 - ・市が追加で資料を求めた場合は、速やかに対応すること。